

モニター広告掲出仕様書【若松区役所】

若松区役所にモニター広告を掲出する事業者（広告代理店）を次のとおり募集します。

掲出場所等について

施設名称 (所在地)	若松区役所及び出張所 ①若松区役所（北九州市若松区浜町一丁目1番1号） ②島郷出張所（北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号）
掲出場所	①若松区役所：市民ロビー、保健福祉課 ②島郷出張所：市民ロビー ※掲出位置等については、設置場所図をご覧ください。
掲出内容	テレビモニター設置による「広告放映」及び「市政情報放映」
掲出期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日 ただし、5年を超えない範囲で更新することができます。
広告の規格	①若松区役所市民ロビー：55インチ（2台）、40インチ（1台） 保健福祉課：20インチ（1台） ②島郷出張所：40インチ（2台） ※広告主のパンフレット等の設置希望がある場合は、事業者決定後、設置個所・規格等について協議のうえ決定します。
(掲出場所) 近辺の利用者数	①若松区役所 ・庁舎の概要：地上5階建 ・職員数：約200人（市の関係機関等の職員含む） ・来庁者数：約700人／日（概算） ②島郷出張所 ・庁舎の概要：地上2階建（1階部分） ・職員数：約10人 ・来庁者数：約200人／日（概算）
掲出場所の特徴・セールスポイント	来庁者の方には、待ち時間が生じた場合、市民ロビー等でお待ちいただいています。庁舎内の注目度の高い場所にモニターを設置することで、来庁者の目を十分に引き、高い広告効果を期待できます。
掲出に係る留意事項	○モニターの規格は、窓口サイン表示の妨げにならないよう、変更が生じる場合があります。 ○モニターの設置にあたっては、市の指示に従って電気工事、壁面及び天井の補強工事等を実施してください。 ○モニターは、下記の条件を満たすものとします。 ・1日単位での表示とすること。 ・市政情報放映件数が多い場合は、自動的に画面が切り替わること。 ・365日、24時間、1分単位でのタイマー設定ができること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・操作説明マニュアルを準備すること。 ○放映時間は、原則として市役所開庁日の8時～17時15分とします。 ○放映時間のうち、行政情報を全体の1/4以上放映してください。 ○市政情報は静止画又は動画とし、月1回以上の情報更新をしてください。 ○放映回数・回転数などについては、協議の上、決定することとします。 ○放映は、原則として全モニターが同時・同一の内容としてください ○広告代理店側で、広告データと行政情報を併せて放映できる状態に編集してください（行政情報は市から提供した素材をもとに、広告代理店側が放映できる状態に加工）。なお、編集後データは、市のチェックを受けて放映してください。 ○音量については、業務に支障がないことが条件です。また、音量調節（無音を含む）が市で行えるようにしてください。 ○モニターの電源については、自動的にON/OFFができるようにしてください。 ○掲出期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、広告掲出を中止することがあります。
募集形態	価格競争制
広告掲載の範囲	「北九州市広告掲載要領」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」に依ります。
設置期日	令和7年4月1日

※ 制作費（版下・デザイン）、設置に係る費用は設置事業者の負担となります。

※ 提案価格には上記費用を含んでおりません。

※ 広告掲出に係る光熱水費は設置事業者の負担とし、設置後に別途、請求となりますので、提案価格には含めないでください。

○申込みについて

申込対象	広告代理店（広告代理店1社による、広告掲出枠6箇所のみ買い切り）
申込方法	「北九州市区役所モニター広告事業者募集要項」に記載。
申込締切	令和7年2月17日 17時15分まで（持参してください）
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ○今回の募集に関する問い合わせ 若松区役所総務企画課庶務係（担当：高柳、管田） 所在地：北九州市若松区浜町一丁目1番1号 電話：(093) 761-4045 FAX：(093) 761-4975 ○広告事業全般に関する問い合わせ 北九州市財政・変革局市政変革推進室（担当：和田、生野） 所在地：北九州市小倉北区城内1番1号 電話：(093) 582-2160 FAX：(093) 582-3689